

## **第4章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存**

### **1 特定健診・保健指導のデータの形式**

国の通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号）」に基づき作成されたデータ形式で、健診実施機関から代行機関に送付されます。

受領したデータファイルは、特定健康診査等データ管理システムに保管されます。

特定保健指導の実績については、特定健康診査等データ管理システムへのデータ登録を行います。

### **2 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について**

特定健診・特定保健指導の記録の管理は、健康管理システムおよびマルチマーカーで行います。保存期間については、特定健康診査等の実施の関する基準（平成19年厚生労働省令第157号の第10条第1項の規定に基づき、記録の作成の日の属する年度の翌年から5年を経過するまでの期間または加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度末日までの期間のうちいずれか短い期間とする。

### **3 個人情報保護対策**

特定健康診査等の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏えい防止措置、従業者の監督、委託先の監督等）について周知徹底をするとともに、保険者において定めている情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏えい防止に細心の注意を払います。

## **第5章 結果の報告**

### **1 支払基金への報告**

支払基金（国）への実績報告を行う際に、国の指定する標準的な様式に基づいて報告するよう、大臣告示（平成20年厚生労働省告示第380号）及び通知で定められています。

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

## **第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知**

特定健康診査等実施計画を策定または変更したときは、「広報おばま」や市ホームページへ掲載するなど、遅延なく公表していきます。

また、区長会や民生委員といった地区組織およびボランティアなどの地域で活動する団体、医療機関、保健推進員や食生活改善推進員等の健康づくりの活動を進める団体等を通じて、本計画の周知に努めます。